

## 令和2年第3回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年3月10日					
招集の場所	嘉麻市役所 嘉穂庁舎 第一会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和2年3月10日 14時 24分	開会宣言	岡本喜久生			
	閉会 令和2年3月10日 15時 51分	閉会宣言	岡本喜久生			
付議案件	① 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第 9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ③ 議案第10号 農用地利用集積計画(案)について ④ 証明第 2号 非農地証明願について ⑤ 通知第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 15名			欠席 0名		
議事録署名委員	8番	梶原 徳幸	12番	山田 恵子		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	井 桁 徹典	局長補佐	鎌田 一誠		
	主 査	野 見 山 剛	主 査	添 田 敦子		
農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	縄 田 緑	○	9	縄 田 秀 史	○
	2	萩 尾 邦 広	○	10	山 口 義 文	○
	3	嶋 田 尋 美	○	11	品 原 勇 二	○
	4	辻 田 茂	○	12	山 田 恵 子	○
	5	縄 田 精 二	○	13	浅 田 信	○
	6	日 高 寛 司	○	14	岡 本 喜 久 生	○
	7	田 中 久	○	15	小 山 修	○
	8	梶 原 徳 幸	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
	上臼井	中 嶋 誠	○	山野・口春	藤 春 崇	○
	芥 田	藤 島 進	○	泉河内	嶋 田 保 敏	○
	牛隈・貞月	中 島 嘉 喜	○			
	宮 吉	大 塚 靖 夫	○			
	嘉穂才田	日 高 平 和	○			

第3回嘉麻市農業委員会総会（令和2年3月10日）

事務局長補佐 それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。  
会議を始めるにあたりまして、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモード  
でお願いいたします。本日の出欠状況をご報告させていただきます。在任委員15名  
中、全員出席であり過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は  
成立しておりますことをご報告いたします。

【配布資料の確認】

事務局長補佐 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和2年第3回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長補佐 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。  
ご起立をお願いいたします。

会場 【農業委員会憲章朗読】

事務局長補佐 ご着席下さい。  
それでは、小山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局長補佐 それでは、会長より議事進行をお願いいたします。

議長 本日の議事録の署名の委員について、会議規則第14条により議長が指名することに  
ご異議ございませんか。

会場 【異議なしの声】

議長 議事録署名委員に8番の梶原委員と12番の山田委員にお願いし、書記を添田主査  
に執らせませす。  
議事に入る前に、2月の総会で縄田緑委員から要望のありました議案書の事前配布に  
ついては、事務局と協議した結果、来月の総会から実施したいと思います。  
それでは、審議に入ります。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請につい  
てを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは1ページをお願いいたします。  
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。  
令和2年3月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

事務局 今月は、農地法第3条関係におきまして、13件の申請が出ております。それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号1  
 申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇 〇〇〇番地 地目：田 地積：1,699m<sup>2</sup>  
 申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇番地〇 〇〇〇〇 (63)  
 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇番地〇 〇〇〇〇 (80)  
 譲受人耕作地自作地：9,480 m<sup>2</sup> 借入地：16,598m<sup>2</sup> 計：26,078m<sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：規模拡大  
 譲渡人耕作地自作地：1,699m<sup>2</sup> 借入地：なし 計：1,699m<sup>2</sup> 貸付地：1,639m<sup>2</sup> 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転売買

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人で叔母であります〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m<sup>2</sup>をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われまます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、3ページに位置図、4ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 続いて、地区担当中嶋推進委員より説明をお願いいたします。

中嶋推進委員 上臼井の担当の中嶋です。譲渡人と譲受人の関係ですが、譲渡人が叔母で譲受人が甥という関係でございます。譲渡人の田を、譲受人が現在も耕作している状況です。譲渡人が耕作をやめるということで、譲受人と売買が成立しています。特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく願ひいたします。

議長 事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号1番について、質問はございますでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号2番の説明であります。審議番号3番と関連がありますのでこれら2件を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、5ページをお願いいたします。

事務局	<p>農地法第3条関係審議表番号2</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇外4筆 地目：田3筆、畑2筆 地積計：5,667m<sup>2</sup></p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 (65)</p> <p>申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 (89)</p> <p>譲受人耕作地自作地、借入地：なし 貸付地：なし</p> <p>譲渡人耕作地自作地：8,067m<sup>2</sup> 借入地：なし 計：8,067m<sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：名義変更 権利内容：所有権移転贈与</p> <p>資料といたしまして、6ページに位置図、7ページに申請地図を添付しております。続きまして、8ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第3条関係審議表番号3</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地外1筆 地目：田 地積計：2,400m<sup>2</sup></p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 (65)</p> <p>申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 (87)</p> <p>譲受人耕作地自作地、借入地：なし 貸付地：なし</p> <p>譲渡人耕作地自作地：8,067m<sup>2</sup> 借入地：なし 計：8,067m<sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：名義変更 権利内容：所有権移転贈与</p> <p>この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の父) 〇〇氏、母) 〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。審議表番号2の面積5,667m<sup>2</sup>と合わせ、嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地4,000m<sup>2</sup>をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われれます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、9ページに位置図、10ページに申請地図を添付しております。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、地区担当藤島推進委員より説明をお願いいたします。</p>
藤島推進委員	<p>それでは、説明いたします。譲受人の〇〇〇〇氏は、譲渡人〇〇〇〇氏と〇〇〇〇〇氏の長男でございます。家を出て仕事をしていましたが、定年退職で帰ってきて譲り受けるということです。特に問題はないと思われれますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。</p>
	<p>審議番号2番、3番について質問はございますでしょうか。</p>
会場	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。採決は審議番号2番、3番それぞれに行います。審議</p>

議	長	番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【全員挙手】
議	長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【全員挙手】
議	長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 4 番の説明を事務局に求めます。
事	務	局
		続きまして、11 ページをお願いいたします。
		農地法第 3 条関係審議表番号 4 申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇番地〇外 1 筆 地目：田 地積計：2,121m <sup>2</sup> 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 (69) 申請人譲渡人：飯塚市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇 (65) 譲受人耕作地自作地：19,674.56m <sup>2</sup> 借入地：7,551m <sup>2</sup> 計：27,225m <sup>2</sup> 貸付地：3,100 m <sup>2</sup> 申請事由：規模拡大 譲渡人耕作地自作地：3,481m <sup>2</sup> 借入地：なし 計：3,481m <sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転売買
		この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇氏より売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m <sup>2</sup> をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、12 ページに位置図、13 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議	長	続いて、地区担当中島推進委員より説明をお願いいたします。
中島推進委員		〇〇〇氏は現在、飯塚市におられまして、〇〇氏より申請の連絡があり、〇〇の〇〇氏との利用権契約を解除し、〇〇氏に売買をするということで所有権移転の申請がありました。特に問題はないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いしませす。
議	長	只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 4 番について、質問はございますでしょうか。
会	場	【異議なしの声】

議	長	それでは、採決に入ります。審議番号 4 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【全員挙手】
議	長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 5 番の説明に入りますが、本案については、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により〇〇委員さんの退席をお願いいたします。
会	場	【委員退席】
議	長	事務局の説明を求めます。
事	務	局長
局		続きまして、14 ページをお願いいたします。
		農地法第 3 条関係審議表番号 5 申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇外 1 筆 地目：田 1 筆、畑 1 筆 地積計：1,220m <sup>2</sup> 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇 (70) 申請人譲渡人：飯塚市〇〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇 (64) 譲受人耕作地自作地：26,083m <sup>2</sup> 借入地：59,149m <sup>2</sup> 計：85,232m <sup>2</sup> 貸付地：807 m <sup>2</sup> 申請事由：規模拡大 譲渡人耕作地自作地：1,220m <sup>2</sup> 借入地：なし 計：1,220m <sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：離農 権利内容：所有権移転売買
		この申請は、譲受人の〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m <sup>2</sup> をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、15 ページに位置図、16 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議	長	続いて、地区担当大塚推進委員より説明をお願いいたします。
大塚推進委員		〇〇氏より申請のありました件について説明します。〇〇氏が売買されるということでしたので、特に問題はないと思えますのでよろしくお願いいたします。
議	長	只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 5 番について、質問はございますでしょうか。
会	場	【異議なしの声】

議 長	それでは、採決に入ります。審議番号 5 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【全員挙手】
議 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。ここで〇〇委員さんの入室をお願いいたします。
会 場	【委員入室】
議 長	続きまして、審議番号 6 番の説明を事務局に求めます。
事 務 局	続きまして、17 ページをお願いいたします。  農地法第 3 条関係審議表番号 6 申請地：嘉麻市〇〇〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地〇 地目：畑 地積：54m <sup>2</sup> 申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 (67) 申請人譲渡人：飯塚市〇〇〇 〇〇番地〇 〇〇〇〇 (73) 譲受人耕作地自作地：15,287 m <sup>2</sup> 借入地：なし 計：15,287 m <sup>2</sup> 貸付地：8,526 m <sup>2</sup> 申請事由：規模拡大 譲渡人耕作地自作地：3,048m <sup>2</sup> 借入地：なし 計：3,048m <sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転贈与  この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m <sup>2</sup> をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、18 ページに位置図、19 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議 長	続いて、地区担当日高推進委員より説明をお願いいたします。
日高推進委員	嘉穂才田の推進委員の日高と申します。この件について説明いたします。〇〇〇〇氏は以前、枝国に住まれ造園の仕事をしてありました。今は飯塚市に住まれて嘉麻市にはいません。面積も小さく、維持管理もできないため〇〇〇〇氏に贈与するということです。よろしくをお願いいたします。
議 長	只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 6 番について、質問はございますでしょうか。
縄田（緑）委員	贈与ということなんですが、〇〇さんと〇〇さんは縁戚関係があるのですか。

事務局 お答えします。縁戚関係はございません。お知り合いということですか。

議長 よろしいでしょうか。

縄田（緑）委員 はい。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号 6 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 7 番の説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、20 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 7  
 申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇番地〇 地目：田 地積：222m<sup>2</sup>  
 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇（77）  
 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇（90）  
 譲受人耕作地自作地：9,932m<sup>2</sup> 借入地：1,703m<sup>2</sup> 計：11,635m<sup>2</sup> 貸付地：なし  
 申請事由：規模拡大  
 譲渡人耕作地自作地：679m<sup>2</sup> 借入地：なし 計：679m<sup>2</sup> 貸付地：11,007m<sup>2</sup> 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転贈与

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m<sup>2</sup>をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われまます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、21 ページに位置図、22 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 続いて、地区担当藤春推進委員より説明をお願いいたします。

藤春推進委員 22 ページの地図にありますが、隣の田が〇〇〇〇氏であり、草刈等の管理もされており問題ないと思いまます。よろしくをお願いいたします。

議長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 7 番について、質問はございまますでしょうか。



会 場	【異議なしの声】
議 長	それでは、採決に入ります。審議番号 7 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【全員挙手】
議 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 8 番の説明を事務局に求めます。
事 務 局	続きまして、23 ページをお願いいたします。
	<p>農地法第 3 条関係審議表番号 8</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地 地目：田 地積：1,182m<sup>2</sup></p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 (38)</p> <p>申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 (62)</p> <p>譲受人耕作地自作地：22,667.95m<sup>2</sup> 借入地：58,546.93m<sup>2</sup> 計：81,214.88m<sup>2</sup></p> <p>貸付地：なし 申請事由：規模拡大</p> <p>譲渡人耕作地自作地：11,194m<sup>2</sup> 借入地：48,507m<sup>2</sup> 計：59,701m<sup>2</sup> 貸付地：1,679m<sup>2</sup> 権利内容：所有権移転贈与</p> <p>この申請は、譲受人の〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m<sup>2</sup>をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、24 ページに位置図、25 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。</p>
議 長	続いて、地区担当藤春推進委員より説明をお願いいたします。
藤春推進委員	この件について、〇〇氏が贈与を受ける土地は周りが〇〇氏の農地で、いろんな意味で便利が良いということで、〇〇氏から分けてもらうということです。周りも管理されてあり問題ないと思います。
議 長	只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 8 番について、質問はございますでしょうか。
萩尾委員	周りが〇〇さんの農地というだけで、贈与ということですか。
事 務 局	〇〇氏が区画整理をされており、他の人と田の入替等をされております。後ほど出てきますが、〇〇氏が譲り受けたりと数名で交換し区画の整理を行っております。

議 長	よろしいでしょうか。
会 場	【異議なしの声】
議 長	それでは、採決に入ります。審議番号 8 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【全員挙手】
議 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 9 番の説明を事務局に求めます。
事 務 局	続きまして、26 ページをお願いいたします。
	<p>農地法第 3 条関係審議表番号 9</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇外 2 筆 地目：田 地積計：737m<sup>2</sup></p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 (62)</p> <p>申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇 (87)</p> <p>譲受人耕作地自作地：11,194m<sup>2</sup> 借入地：48,507m<sup>2</sup> 計：59,701m<sup>2</sup> 貸付地：1,679m<sup>2</sup> 申請事由：規模拡大</p> <p>譲渡人耕作地自作地：992m<sup>2</sup> 借入地：なし 計：992m<sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転贈与</p> <p>この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m<sup>2</sup>をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、27 ページに位置図、28 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。</p>
議 長	続いて、地区担当藤春推進委員より説明をお願いいたします。
藤春推進委員	〇〇〇〇氏が規模拡大ということで譲り受けるものです。3 筆とも管理もされており問題ないと思います。
議 長	只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 9 番について、質問はございますでしょうか。
萩 尾 委 員	3 筆ありますけれども、3 筆合わせて 1 枚の田ということでしょうか。
藤春推進委員	そうです。

萩尾委員 所有権の移転は贈与ということですが、お二人の関係について何かご存知ないでしょうか。

辻田委員 ○○氏の田を○○氏が小作しており、管理も任されていたところですが。○○氏も、もう耕作されないということで贈与するということです。関係といたしましては、昔からの近所の人ということになります。

議長 よろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号 9 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 10 番の説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、29 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 10  
 申請地：嘉麻市○○字○○○ ○○○番地○外 2 筆 地目：田 地積計：920m<sup>2</sup>  
 申請人譲受人：嘉麻市○○ ○○○○番地 ○○○○ (62)  
 申請人譲渡人：嘉麻市○○ ○○○○番地○ ○○○ (79)  
 譲受人耕作地自作地：11,194m<sup>2</sup> 借入地：48,507m<sup>2</sup> 計：59,701m<sup>2</sup> 貸付地：1,679m<sup>2</sup> 申請事由：規模拡大  
 譲渡人耕作地自作地：1,232m<sup>2</sup> 借入地：なし 計：1,232m<sup>2</sup> 貸付地：6,930m<sup>2</sup> 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転贈与

この申請は、譲受人の○○○○氏が、譲渡人であります○○○氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m<sup>2</sup> をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われまます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、30 ページに位置図、31 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 続いて、地区担当藤春推進委員より説明をお願いいたします。

藤春推進委員 この審議番号 10 番の場所は、先ほどの審議番号 9 番の場所から 3 町ほどのところですが、よく管理されていて問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 10 番について、質問はございますでしょうか。

萩尾委員 これも贈与ですが、前と同じような状況での贈与ですか。

辻田委員 もともと〇〇〇氏は、お宮の人で農業はしておらず、〇〇〇〇氏が利用権で耕作していたところを、管理できないということで、〇〇〇〇氏に贈与ということです。前の〇〇氏と隣同士です。田も小さく、元は〇〇機械利用組合というところが管理していたもので、法人化できず解散した際、個人に農地を戻しました。個人では管理できず困っていたところ、〇〇〇〇氏が管理を申し出、それであれば贈与しますということになっています。

萩尾委員 わかりました。

縄田（緑）委員 〇〇機械利用組合はいつ解散したんですか。

辻田委員 去年の3月頃、ちょうど一年前です。法人化に向けて何年間かやりましたが、どうしても法人化の条件で満たせないものがあり、解散しました。その後、〇〇〇〇氏が法人〇〇〇〇〇〇を起ち上げ、集積のため農地を増やしている状態です。

議 長 よろしいでしょうか。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、採決に入ります。審議番号 10 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 11 番の説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、32 ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号 11

申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇〇〇〇 〇〇〇番地〇 地目：田 地積：965m<sup>2</sup>

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 (71)

申請人譲渡人：春日市〇〇〇 〇丁目〇番〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇 (71)

譲受人耕作地自作地：24,743m<sup>2</sup> 借入地：41,179m<sup>2</sup> 計：65,922m<sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地自作地：965m<sup>2</sup> 借入地：なし 計：965m<sup>2</sup> 貸付地：なし 申請事由：

離農 権利内容：所有権移転贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人で親戚であります〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m<sup>2</sup>をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われま。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、33 ページに位置図、34 ページに申請地図を添付してあります。以上でございます。

議長 続いて、地区担当嶋田推進委員より説明をお願いいたします。

嶋田推進委員 〇〇〇〇氏が春日市に住んでおり、農地の管理が全然できないということで、〇〇〇〇〇〇氏に贈与されています。よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 11 番について、質問はございますでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号 11 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 12 番及び 13 番の説明であります。これら2件については、次の議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてとの関連議案でありますので、議案第9号議案と一括して議題といたします。なお、順番が逆になりますが、議案の内容から先に議案第9号、戻って議案第8号審議番号 12 番及び 13 番の順で説明を求め、採決も同様の取扱いとします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第8号の途中ですけれども、議案第9号の説明をさせていただきます。41 ページをお願いいたします。  
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があつたので審議に付する。  
令和2年3月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修  
今月は、農地法第5条関係におきまして、1 件の申請が出てあります。  
それでは 42 ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項関係審議表番号 1  
申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番地外 20 筆 登記地目：田 現況地目：田 地積：223.48m<sup>2</sup>  
申請人賃借人：福岡市東区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



この申請は、賃借人の株式会社〇〇〇〇〇が、賃貸人の〇〇〇〇〇氏外1名より田21筆37,026m<sup>2</sup>に賃借権設定(3年)するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地4,000m<sup>2</sup>をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。なお、株式会社〇〇〇〇〇にしましては新規就農者であり、別途営農計画書を提出いただいております。資料といたしまして、39ページに位置図、40ページに申請地図を添付しております。

以上3件であります。いわゆる営農型太陽光発電ということで、まず、太陽光パネルの脚の部分にあたります面積と、キュービクル他構造物の面積を株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が5条の転用申請し、それ以外の部分については株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が賃借してサカキを栽培し、上空に太陽光パネルを設置するため株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が地上権を同時に設定するという3条の2件の申請が同一土地に対してなされています。ご審議よろしくお願ひいたします。

続いて、私から補足説明いたします。資料といたしましては議案第8号審議番号12、13及び議案第9号参考資料に基づいてご説明させていただきます。

先ほど担当から説明した流れをフローで図式化したものでございます。左側、黄色の部分は地権者の〇〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇氏でございます。右側、赤の部分は発電事業者の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。まず5条、支柱とそれに伴う設備を設置する面積について一時転用を行うということでございます。かつ、パネルの部分ですが、空中にパネルを設置しますので、その部分について3条で地上権を設定するものでございます。

もう一つが、サカキを栽培する営農者です。先ほど担当が申しあげましたように、新しく立ち上げた株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がサカキ栽培を行うということで、サカキの作付面積としては30,596m<sup>2</sup>、作付け予定本数としては2,417本ということで3条で賃借権を設定するものでございます。なお、※で書いておりますとおり、一時転用並びに地上権設定および賃借権設定については、それぞれ同じ期間とする必要があるため、農地法等に基づき3年間に統一すると共に許可も同時許可ということになります。ですので、県の5条の一時転用の許可が下りないと3条の地上権、賃借権の設定についても許可できないというものでございます。

次に2ページ目をお願いします。熊本市の営農型太陽光でサカキ栽培をしている施設です。事務局の方で2月26日に視察に行つてまいりましたので、その写真を掲載しております。こちらの圃場は白地で面積は8反ということで所有者が発電と営農の両方を経営されているということです。この写真はサカキ栽培を始めて5年目ということです。最初の2年位は商品化できなかったということですが、現在は軌道に乗り商品化できているということです。サカキについては枝を6本一束にしてJAに出荷しているということです。熊本の方は3年前に地震が起こり、今は家がたくさん建っている関係で地鎮祭等で需要があるということです。木の高さは通常1.2m程度に切り揃えて後は横に枝葉を広げて収穫していくということです。最初の木を植える際にも小さいものを植えるのではなく、ある程度成長したものを植えた方が収益化し易いということで、その点は注意をした方がよいということです。

事務局 説明については以上でございます。

議長 続いて、地区担当嶋田推進委員より説明をお願いいたします。

嶋田推進委員 今、事務局から詳しく説明のありましたとおりの説明を受けております。、年齢的にも辛くなったということで、この案件を承知しております。品原委員とも一緒に案件を確認して問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。議案第 9 号、議案第 8 号審議番号 12 番及び 13 番について、質問はございますでしょうか。

萩尾委員 株式会社〇〇〇〇〇が新規就農とありますけれども、以前にサカキをどこかで植えられているんですか。

事務局 株式会社〇〇〇〇〇の中に経験のある方はおられるということです。

萩尾委員 以前にどこかで栽培されたという経験があるんですかね。

事務局 営農経験 40 年以上で直接サカキに該当するものについても 3 年の経験がある者がいるとの報告を受けています。

萩尾委員 従業員の中にいるということですか。

事務局 はい。

縄田（精）委員 2,417 本ということになってますが、面積にするとどれくらいに 1 本になりますか。サカキを植える間隔がわかれば教えてください。

事務局 サカキを植える間隔は縦横 3m です。

議長 よろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。議案第 9 号、議案第 8 号審議番号 12 番及び 13 番の順で行います。議案第 9 号について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思っております。次に議案第 8 号審議番号 12 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。



会 場	【全員挙手】
議 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。なお、本案は議案第 9 号の一時転用許可と同時許可となります。次に、議案第 8 号審議番号 13 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【全員挙手】
議 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。なお、本案も議案第 9 号の一時転用許可と同時許可となります。 続きまして、議案第 10 号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。なお、本案については、利用権設定 4 番及び 19 番が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員さん、〇〇委員さんの退席をお願いします。
会 場	【委員退席】
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	それでは 47 ページをお願いいたします。 議案第 10 号農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。 令和 2 年 3 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修
事 務 局	本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。 それでは 48 ページから 51 ページをお願いいたします。 今月は（1）利用権設定が新規で 18 件 53 筆 89,626m <sup>2</sup> 、更新で 9 件 24 筆 32,077m <sup>2</sup> 、計 27 件 77 筆 121,703 m <sup>2</sup> の申請がっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議よろしく お願いいたします。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。 本案についてご質問はございませんでしょうか。
会 場	【異議なしの声】
議 長	それでは、採決に入ります。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。  
ここで〇〇委員さん、〇〇委員さんの入室をお願いします。

会 場 【委員入室】

議 長 続きまして、証明第 2 号非農地証明願についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 52 ページをお願いいたします。  
証明第 2 号非農地証明願について  
証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。  
令和 2 年 3 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

今月は、非農地証明願について、2 件の申請が出ております。それでは 53 ページをお願いいたします。

非農地証明願関係審議表番号 1  
申請人：福岡市博多区〇〇〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇〇号 〇〇〇〇  
申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇番地〇〇外 8 筆 台帳地目：田 6 筆 畑 3 筆 地積計：2,083.51 m<sup>2</sup> 所有者：〇〇〇〇  
当該地は、54 ページの非農地証明経過書にありますように、現所有者であります〇〇〇氏が相続する以前から 30 年以上耕作放棄されており、今後も農地としての利用が困難である為、今回非農地証明の申請を行っておりますのでご審議をよろしくをお願いいたします。資料といたしまして 55 ページに位置図、56 ページに申請地図、57 ページに現況写真を添付しております。以上でございます。

議 長 続いて、地区担当藤春推進委員より説明をお願いいたします。

藤春推進委員 場所は、稲築病院の裏手になります。現在は耕作放棄で荒れて農地に戻るような状態ではなく非農地の申請に至ったということで問題はないかと思っておりますので皆様のご審議をお願いします。

議 長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号 1 番についてご質問はございませんでしょうか。

縄田（精）委員 場所は、以前に薬局の駐車場か何かで転用のあって見に行った場所のあたりですか。

事 務 局 その場所の奥です。

縄田（精）委員 あの奥の藪のようになっていたところですか。

事 務 局 そうです。

議 長 よろしいでしょうか。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、採決に入ります。審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思えます。続きまして、審議番号 2 番の説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、58 ページをお願いいたします。

非農地証明願関係審議表番号 2  
 申請人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇〇  
 申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇番地〇外 1 筆 台帳地目：畑 地積計：780m<sup>2</sup> 所有者：〇〇〇〇〇  
 当該地は、59 ページの非農地証明経過書にありますように、昭和の終わりころから耕作放棄されており、今後も農地としての利用が困難である為、今回非農地証明の申請を行っておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。資料といたしまして 60 ページに位置図、61 ページに申請地図、62 ページに現況写真を添付しております。以上でございます。

議 長 続いて、地区担当藤春推進委員より説明をお願いいたします。

藤春推進委員 場所は、〇〇〇〇の入り口の前あたりから水路を挟んだくらいのところにありまして、アパート等のある近くになります。この土地については隣接地と段差がついており、この土地は山のような状態になっております。いつから耕作がされてなかったかは不明ですが、農地に戻るような状態ではなく非農地の申請に至ったということで問題はないかと思えますので皆さんのご審議をお願いします。

議 長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 2 番についてご質問はございませんでしょうか。

縄田（緑）委員 非農地ということは、農地ではなくなるというようなことを皆さんに証明して下さいということですよ。そうすると税金関係とかは違ってくるのでしょうか。

事 務 局 非農地とした場合は、法務局に非農地証明を持参し地目変更するわけですが、法務局の登記官、地目変更手続きを土地家屋調査士等に依頼した場合は、土地家屋調査士が現地確認して地目を判断します。これを見て山林と判断されるか雑種地と判断されるかは判りません。雑種地と判断された場合は農地より税金が上がり、山林と判断され

た場合は税金が下がります。判断は登記官や土地家屋調査士によりますのでこちらでの判断はできかねます。

縄田（精）委員 宅地等の並びの荒地ですが、先ほどは山の中の荒地でしたが、ここは本人の宅地もあるし、段があるとはいえ土地の管理に問題が無ければ良いが。

日高委員 関連でよろしいですか。昭和の終わり頃ということは、すなわちもう30年も超えているわけですが、30年以上原野化した状態で今日に至っている、もちろん本人は農地に戻す意思はないということで証明願が出ていると思うのですが、この30年放置され近辺から何も苦情が出なかったということでしょうか。そしてこれから先もこのままの状態が続くのでしょうか。

事務局 農地パトロールで毎年全筆調査はしておりますが、地区の担当、推進員、協力員等が巡回しておらず、気づかずに耕作放棄地がそのままになっている状態で、隣が自分の宅地だったため近隣からの苦情が出ていなかった状態です。隣の宅地で住宅を建て替えるにあたって平場の部分を宅地の一部として取り込むということで、今後このまま耕作放棄の状態で荒れているということはありません。

議長 よろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思えます。続きまして、通知第3号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは63ページをお願いいたします。  
通知第3号農地法第18条第6項の規定による通知について  
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。  
令和2年3月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

今月は16件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております。64ページから66ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議長 本件は報告のみでございます。続きまして、会議次第6番、農地法第5条第1項の許可に係る転用計画の期間変更について及び農地法第5条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは 67 ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第 5 条関係審議表（計画変更）</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇 台帳地目：田 地積計：795m<sup>2</sup></p> <p>申請人：田川市大字〇〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇</p> <p>変更理由：工期の変更 変更前工期は許可後から令和元年 12 月 31 日まででしたが、変更後工期は承認日から令和 2 年 12 月 31 日までとなっております。</p> <p>本案件は、申請人の〇〇〇〇株式会社が平成 30 年 8 月に県から転用許可のあった農地転用計画を変更するものであります。工期のみの軽微な変更のため、報告のみとなっております。</p> <p>続きまして 68 ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第 5 条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書について〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より届出がっております。場所は嘉麻市〇〇〇字〇 〇〇〇〇番地〇 所有者：〇〇〇〇 現況地目：畑 面積：364 m<sup>2</sup>のうち 21 m<sup>2</sup>を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇無線基地局新設事業のため賃借権設定する旨の届け出がっており、69 ページから 71 ページに関係資料を添付しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本件も報告のみでございます。最後に会議次第 7 番その他に移らせていただきます。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>【次回総会の日程及び会場の変更について】</li><li>【令和 2 年度 農業委員会総会の予定表の配布について】</li><li>【活動記録簿について】</li><li>【総会資料の事前配布について】</li></ul> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>委員さんから何かご質問はございませんでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>【女性農業委員の積極的登用について】</li><li>【女性農業委員研修参加の報告について】</li></ul>
事務局長補佐	<p>閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。</p>
副会長	<p>以上をもちまして、令和 2 年第 3 回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

8 番委員

---

12 番委員

---